

特 記 仕 様 書

(土木工事共通仕様書の適用)

- 1 本業務は、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。
なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

(土木工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項)

- 2 「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」及び「徳島県土木工事共通仕様書（変更・追加事項）」に対する特記及び追加仕様事項は下記のとおりとする。

(交通安全管理)

- 1 受注者は、供用中の道路に係る業務の施行にあつては、交通安全について、監督員、道路管理者、および所管警察署と打ち合わせを行うとともに、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成8年3月）等を参考に実施するものとし、より一層の安全対策を講じるものとする。
- 2 業務箇所の起終点に設置する標識板については、業務名、実施期間、事業主体名、業務受注者名、連絡先および電話番号等を記入しなければならない。

(安全教育等)

- 1 本業務の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、業務着手後、原則として作業員全員の参加により一月当り半日以上時間を割当て下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。
 - ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ②本業務内容等の周知徹底
 - ③本工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ④本業務による災害対策訓練
 - ⑤本業務現場で予想される事故対策
 - ⑥その他、安全衛生教育として必要な事項
- 2 「安全訓練等実施報告書」により、安全・衛生に関する研修訓練等とわかる写真・実施日・参加者（現場責任者含む）等必要事項を記入のうえ提出すること。

(施工管理等)

- 1 業務写真は、同一箇所で完成・施行前・施行状況を対比させて添付し、施行区間全体を切れ目なく撮影すること。
- 2 草木類の運搬時においては、シート被覆等の処置を適切に施し、草木類の飛散防止を徹底させること。
- 3 作業完了時には、監督員の検査を受けること。

(河川巡視)

河川巡視は水草の大量発生を未然に防ぐことを目的としており、2名編成により月に2回程度実施する。当初においては、延べ2回（2時間／回）を見込んでいる。

巡視は車両（ライトバン等）搭乗により陸上から行うことを基本とするが、道路幅員が狭小等、走行・進入が不可能な区間においては徒歩により実施すること。

陸上からの確認が困難である場合は、船上（作業船）から行ってもよいこととし、協議により必要と認められる場合は、変更契約の対象とする。

なお、巡視により水草を発見した場合は、ただちに除去の準備にかかることとする。

（一般廃棄物の搬出）

- 1 草木類の運搬については、元請が行う場合には業許可が不要であるが、下請け（再委託）する場合は下請業者に業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可）が必要であるので、下請け時には監督員と協議し承諾を得ること。

なお、搬出先は以下のとおりとする。

受入場所：（有）佐々木エンジニアリサイクルセンター

平均運搬距離：17km

- 2 受注者は事前に受入場所と受入条件の協議を行うこと。受入先との協議の結果、他の受入場所へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議することとする。
- 3 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した時には、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。

- 4 草木類の取り扱いについては、上記法律等、関係法令を遵守すること。

- 5 水草防除において、対象がナガエツルノゲイトウ等の特定外来生物である場合は、外来生物法が適用され、生きたまま他の市町村へ移動させることなどが禁止されていることから、法律の遵守を徹底すること。この場合は、地元自治体（鳴門市クリーンセンター、松茂町第二環境センター）にて焼却処分（無償）することとしている。

- 6 防除により採取した個体については、仮置き場で乾燥させる際に、風雨等による飛散防止措置としてネットやシート等で覆うこと。また、地面からの再生防止措置として、個体の下にビニールシート等を敷くこと。

処分場へ搬出する際には、不純物の分別に努め枯死させたくてシート等で覆い運搬中においても飛散防止を行うこと。

なお、水草が在来種等で法律適用外の個体である場合は、この限りでない。

水草除去として、通年の発生状況から20日の外業（4人編成）を見込んでいるが、作業実績により変更契約を行うものとする。ただし、河川巡視・除去作業を怠り、監督員の再三の指示に従わないなど、大量発生の原因が明らかに請負者側に起因するものであったと認められる場合は、変更契約の対象としないことがある。

（検査の取り扱い）

本業務において、施工後に変状等が生じた箇所の検査については、監督員が検査前に出来高確認を行っている部分に限り、再施工義務の対象外とする。

（作業報告義務）

作業箇所毎に、完了後は速やかに別紙様式 1 号「実績日報報告書」、別紙様式 2 号「実績日報」及び別紙様式 3 号「実績日報写真」をメール等により報告しなければならない。（現場状況及び作業内容により標準的な作業と異なることが認められる場合は、監督員との協議により実績による精算も可能とするため。）

なお、作業報告義務を履行できていない業務については、業務実績に含めることができないものとする。

（提出書類）

業務完了時には、各種報告書、廃棄物の処理に関する帳票及び出来型図を提出すること。なお、出来型図の作成が困難な作業については監督員と協議すること。また、図面作成にあたっては C A D 製図基準に準拠する必要は無い。

作業内容により材料使用がある場合は、材料の品質等を証明する書類等を提出すること。

（散在塵芥の収集）

- 1 施行箇所内の傘、あき缶等の散在塵芥については、適切な分別を行って収集したのち、1ヶ所ないし2ヶ所に集積すること。
- 2 集積場所については、別途、監督員と協議を行い決定するものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

- 1 本業務は、日最高気温が 30 度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30 度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30 度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上 対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT 25℃以上対 象）を用いることとする。

- 5 熱中症のリスクを高めるおそれのある新型コロナウイルス対策（マスクやフェイスガード等）を行った場合は、真夏日の定義を「日最高気温が 28 度以上」と読み替えて対 応するものとする。

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

徳島県東部県土整備局長 殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏 名 (生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取 得 資 格 等 (取得資格があれば)		

※ 1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

＜直接的な雇用関係＞現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。

※ 2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。

- (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
- (2) 資格が建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

実績日報総括表

作業場所	
委託業務名	
委託業務箇所	
現場責任者	印

労務実績	作業員種別		合計実働時間	合計	備 考
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
作業機械実績	作業機械名	規格	合計実働時間	合計	備 考
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
その他材料	名称	規格	数量	備考	

・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

実績日報

作業日		
作業場所		
委託業務名		
委託業務箇所		
現場責任者	印	

	作業者名	作業時間	実働時間	作業員	作業員種別	作業内容	備 考
労務実績		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
	小計		0.0 h	0 人	0		
	作業機械名	作業時間	実働時間	運転手	規格	作業内容	備 考
作業機械実績		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
	小計		0.0 h	0 人	0		
その他材料	名称	規格等		数量	備考		
	小計						

・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

実 績 日 報 写 真

作業日：令和 年 月 日（ ）

労務実績写真	
集合写真	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：

作業機械実績	
作業機械写真	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業機械名：

その他材料写真	
その他材料・ 作業状況写真	撮影場所： 撮影時刻： 撮影その他材料名（作業状況）：

徳島県東部県土整備局＜徳島＞ 主任監督員 宛

週間作業予定表

委託業務名

委託業務箇所

	作業日	作業時間	実働時間	作業員	作業船等	作業箇所	備考
先週の実績	(月)	～	h	人	隻・台		
	(火)	～	h	人	隻・台		
	(水)	～	h	人	隻・台		
	(木)	～	h	人	隻・台		
	(金)	～	h	人	隻・台		
	(土)		h	人	隻・台		
	(日)		h	人	隻・台		
	小計		0.0 h	0 人	0 隻・台		
実績	累計		0.0 h	0 人	0 隻・台	(先週まで累計)	
	契約数		h	人	隻・台		
	業務進捗率		%	%	%		
今週の予定	(月)	～	h	人	隻・台		
	(火)	～	h	人	隻・台		
	(水)	～	h	人	隻・台		
	(木)	～	h	人	隻・台		
	(金)	～	h	人	隻・台		
	(土)		h	人	隻・台		
	(日)		h	人	隻・台		
	小計	日	0.0 h	0 人	0 隻・台		

- ・作業員は、作業船・作業車両を運転する普通船員・運転手等を含む人数とする。
- ・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。
- ・週間の予定が無い場合も報告を行うこと。

発注者側
上記作業予定について、 ☐ 承認します。
☐ その他（ ）
令和 年 月 日

(記入例)
徳島県東部県土整備局＜徳島＞ 主任監督員 宛

週間作業予定表

委託業務名

委託業務箇所

	作業日	作業時間	実働時間	作業員	作業船	作業箇所	備考
先週の実績	4月1日 (月)	8:00～17:00	8.0 h	2 人	1 隻	川原田橋上流左岸	記入例
	4月2日 (火)	～	h	人	隻	作業無し	
	4月3日 (水)	8:00～17:00	8.0 h	2 人	1 隻	上飯尾川橋上流右岸	
	4月4日 (木)	～	h	人	隻	作業無し	
	4月5日 (金)	8:00～17:00	8.0 h	2 人	1 隻	逆瀬川合流点・全域巡視	
	4月6日 (土)		h	人	隻		
	4月7日 (日)		h	人	隻		
	小計		24.0 h	6 人	3 隻		
実績	累計		80.0 h	10 人	5 隻	(先週まで累計)	
	契約数		640.0 h	80 人	40 隻		
	業務進捗率		13 %	13 %	13 %		
今週の予定	4月8日 (月)	8:00～17:00	8.0 h	2 人	1 隻	飯尾川橋大橋右岸	記入例
	4月9日 (火)	～	h	人	隻	作業無し	
	4月10日 (水)	8:00～17:00	8.0 h	2 人	1 隻	上飯尾川橋上流右岸・川原田橋	
	4月11日 (木)	～	h	人	隻	作業無し	
	4月12日 (金)	8:00～17:00	8.0 h	2 人	1 隻	旧飯尾川合流点・全域巡視	
	4月13日 (土)		h	人	隻		
	4月14日 (日)		h	人	隻		
	小計		24.0 h	6 人	3 隻		

- ・作業員は、作業船を運転する普通船員を除いた人数とする。
- ・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。
- ・週間の予定が無い場合も報告を行うこと。

発注者側
上記作業予定について、 ☐ 承認します。
☐ その他 ()
令和 年 月 日

委託業務報告書

委託業務名

委託業務箇所

[illegible]

- ・水上作業の作業員は、作業船を運転する普通船員を**含む**人数とする。
- ・陸上作業の作業員は、作業機械・車両の運転手を**含む**人数とする。
- ・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。
- ・備考欄には作業の内容を記入すること。（例：河川巡視、浮草除去・運搬等 ※除草は除く）

(記入例)

委 託 業 務 報 告 書

委 託 業 務 名
委 託 業 務 箇 所

作 業 日	作業時間	実働時間	作業員	作業船	作 業 箇 所	備 考
4月1日 (月)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	川原田橋上流左岸	
4月2日 (火)	～	h	人	隻	作業無し	
4月3日 (水)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	上飯尾川橋上流右岸	
4月4日 (木)	～	h	人	隻	作業無し	
4月5日 (金)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	逆瀬川合流点・全域巡視	
4月6日 (土)		h	人	隻		
4月7日 (日)		h	人	隻		
4月8日 (月)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	飯尾川大橋右岸	
4月9日 (火)	～	h	人	隻		
4月10日 (水)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	上飯尾川橋上流右岸・川原田橋	
4月11日 (木)	～	h	人	隻		
4月12日 (金)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	旧飯尾川合流点・全域巡視	
4月13日 (土)		h	人	隻		
4月14日 (日)		h	人	隻		
4月15日 (月)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	角ノ瀬付近・全域巡視	
4月16日 (火)	～	h	人	隻		
4月17日 (水)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	逆瀬川合流点・川原田上流右岸	
4月18日 (木)	～	h	人	隻		
4月19日 (金)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	新栄橋下流・全域巡視	
4月20日 (土)		h	人	隻		
4月21日 (日)		h	人	隻		
4月22日 (月)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	上飯尾川橋上流右岸	
4月23日 (火)	～	h	人	隻		
4月24日 (水)	08:00~12:00	4.0 h	2 人	1 隻	旧飯尾川合流点	降雨により半日
4月25日 (木)	13:00~17:00	4.0 h	2 人	1 隻	角ノ瀬付近	降雨により半日
4月26日 (金)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	全域巡視	
4月27日 (土)		h	人	隻		
4月28日 (日)		h	人	隻		
4月29日 (月)		h	人	隻	祝日	
4月30日 (火)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	全域巡視	
	～	h	人	隻		
合 計	日	104.0 h	28 人	14 隻	(4月分)	
累 計	日	104.0 h	28 人	14 隻		

- ・ 作業員は、作業船を運転する普通船員を除いた人数とする。
- ・ 実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。
- ・ 作業日毎に作業状況が分かる写真を添付する。